

## ウィーン売買条約の適用・解釈原則

著者	中村 嘉孝
著者所属(日)	平安女学院大学現代文化学部国際コミュニケーション学科
雑誌名	平安女学院大学研究年報
巻	2
ページ	107-114
発行年	2002-03-10
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1475/00001178/">http://id.nii.ac.jp/1475/00001178/</a>

# ウィーン売買条約の適用・解釈原則

中村 嘉孝

## I はじめに

ウィーン売買条約（以下、CISG という）<sup>1</sup>は、1980年ウィーンにおける国連外交官会議で採択され<sup>2</sup>、1988年1月1日に発効した<sup>3</sup>。国際商取引を行なう当事者にとっては、どこの国の企業と取引をしても、その売買契約に適用される法原則は同一のものが望ましく<sup>4</sup>、その適用原則および解釈が統一的であれば、当事者は法的側面に憂慮することなく本来の商取引に専念できることとなる。

本論では、発効から10余年経過した CISG に関し、その適用・解釈原則の動向について考察する。具体的には、実際の紛争解決において CISG がどう適用・解釈されているのかについてアメリカの事例から検討することにより、今後の国際商取引の中心的法規範となる CISG の適用・解釈原則の動向をより具体的に提示し、効率的な国際商取引の促進に貢献することを目的とする。

結論として、CISG の適用・解釈にあたっては、条文、一般原則、起草の歴史的過程<sup>5</sup>の順に適用していくことが原則である。しかしアメリカの判例に見られるように、そうした原則だけでは不十分な場合が往々にしてあり、アメリカでは国内法の解釈を採用していることがみられる。しかし筆者はそうした方針に反対であり、UNIDROIT 原則に基づき解釈するという方法が合理的かつ効率的であると考え。筆者は今後の国際商取引における準拠法の適用・解釈原則の望ましい方向性として、CISG とともに、その解釈原則としての UNIDROIT 原則が法規範の両輪としてより一層重要性が高まっていくであろうと考える。

本論の構成として、第Ⅱ章で CISG の本質的な性格について述べていきたい。第Ⅲ章では、アメリカにおける CISG を準拠法とする判例をとりあげ、どう適用・解釈されているかについて考察し、CISG の本質とその限界について具体例から浮き彫りにしていきたい。第Ⅳ章では、解釈原則の重要なものとして UNIDROIT 原則をとりあげ、その本質について説明し、第Ⅴ章で、結論を述べていきたい。

## Ⅱ. CISG の本質的性格

### (1) CISG 成立の困難性

世界の法の統一が可能であるならば、それは唯一商事法にある<sup>6</sup>、といわれるように、世界的な統一法のうち、商事法分野の可能性の高さを示唆している。しかし、アメリカ UCC のような国内法でさえも州によってはその条項を一部留保している現状からわかるように、世界レベルでの統一法の実現には、より大きな困難がある。その理由としては、大きく三つ考えられる<sup>7</sup>。第一に、大陸法 (Civil Law) と英米法 (Common Law) という二つの法体系に属する国々を同時に満足させるような内容は困難であり、択一的 (alternative) な内容にならざるをえないこと<sup>8</sup>、第二に、法体系の相違だけでなく、同じ法体系に属している国々においても、各国内法の実体法が様々に異なっていること<sup>9</sup>、第三に、異なる言語・裁判所制度を持つ国家間の統一解釈は困難であるため<sup>10</sup>、解釈を統一する、国際的な (司法) 組織制度 (international body) の必要性が本質的に発生すること。

以上のような困難があるとはいえ、CISG 発効以来、多くの国際商取引の準拠法となっており、CISG に関する判例も積み重ねられ、300以上の司法もしくは仲裁判断 (judicial and arbitral awards) がなされてきている<sup>11</sup>

アメリカにおいても、CISG が準拠法となる事例を連邦裁判所がいくつか扱っている。ただ、CISG が準拠法となる464件のうち、アメリカ企業が関与しているものは32件のみであったので<sup>12</sup>、分量的に判例の蓄積が十分でないという側面は否定できない。また認識すべき重要なことの一つとして、合意に至る過程から理解できるように、CISG は UNCITRAL 各国<sup>13</sup>の妥協の産物であったことである。

## (2) CISG の適用・解釈原則

CISG は原則としてサービス取引、消費者が介在する取引には適用されず、物品売買および商人間の取引にのみ限定されている<sup>14</sup>、また各条項の適用除外および変更についても商取引の当事者自治の原則が尊重されているため、認められている<sup>15</sup>。また文言解釈の統一を促進することを意図した第7条の内容は、次の通りである<sup>16</sup>。

- ① 文言の解釈にあたっては、国際的性格があること、適用には一貫性が要求されること、信義誠実 (good faith) を遵守すべきこと、の三点に特に留意しなければならない。
- ② CISG に明示的条文がない場合、適用の優先順位として CISG の一般原則に基づく解釈、それらなければ国際私法 (international private law) に基づいて適用される法律に従って解釈される。

上記①は、解釈の一般原則であり、②は規定がない場合の手続きについての内容である。②の原則により、判事はまず条文を参照し、適切なものがなければ一般原則に基づき、それらなければ国際私法で決められる法に基づいて判断することが要求されている。この原則について、コメントでは国際私法で決められた一国の国内裁判所が CISG 条文を統一的に解釈することの重要性が強調されている<sup>17</sup>。CISG の適用・解釈原則については、学者により見解が異なっており、以下いくつか著名な学者の主張を紹介したい。

Honnold 教授は、第7条の国際的特質および解釈の統一性という観点から、CISG の制定過程 (legislative history)、国際判例 (international case law)、学者の論評 (scholarly critique) を参照することを提唱している<sup>18</sup>。

Flechtner 教授は、上記 Honnold 教授とは異なった見解を示しており、CISG は解釈の統一性について、絶対的な厳格性を要求しておらず、また出来ないとし、その理由として、CISG 第7条1項にあるように、統一性は解釈原則の一つにすぎないから、と述べている<sup>19</sup>。具体的には、第一に CISG の原文 (text) は、6つの公式言語<sup>20</sup> (official translations) があること、第二に51カ国中、21カ国が何らかの留保を付していること等をあげている<sup>21</sup>。つまり CISG は厳格な統一ではなく、統一の促進 (promotion of uniformity) であり、第7条1項の他の原則である信義誠実の方が統一的解釈よりも優先されることもありうる (may)、としている<sup>22</sup>。

Garro 教授は、解釈にあたっては UNIDROIT 原則<sup>23</sup>を参照することを提唱し、特に準拠法に規定条文や一般原則がない国際商取引契約においては最適なものであろう、と述べている<sup>24</sup>。

以上が CISG の適用解釈をめぐる学者の主張であるが、実際の事例ではどうなっているのだろうか。次章においてアメリカの事例をいくつか検討していきたい。

## Ⅲ. アメリカにおける CISG 適用の判例

### (1) Filanto, S.p.A. v. Chilewich Int'l Corp.<sup>25</sup>

事件の概要は次の通りである。Filanto (以下原告、イタリアの靴製造業者) は、Chilewich (以下被告、N Yの貿易会社) を契約違反で訴えた。経過は1989年2月に Byerly (被告の代理店) が Raznoexport (ロシアの外国経済組合“foreign economic association”) とロシア契約“Russian Contract”を交わした。この契約には、被告代理店は靴製品 (footwear) を Raznoexport へ商品供給し、紛争はロシアで解決す

るとの仲裁条項が含まれてあった。被告代理店は原告に商品供給を依頼し、1990年3月被告は原告に対して商品の引渡しと履行を確認するためサインするよう標準商取引契約書 (a standard merchant's memo) を送付した。その契約書には、両者は仲裁条項も含めてそのロシア契約書に拘束されることが記されていた。原告は2ヵ月経過しても返事がなかったため、被告は原告を受益者とする信用状 (letter of credit) 開設の手続きをした。原告はようやく返答をし、サインした文書を返送したが、そのカバーレターには仲裁条項を除外する旨の記載があった。数週間後被告代理店は原告にロシア契約書の全条項を承認するよう求めた。

被告は交渉過程から (over a course of meetings) 原告は全契約条項に同意した、と主張し<sup>26</sup>、同時に原告は、契約条項除外の要求に対して、被告は断念していた (abandoned)、と主張した<sup>27</sup>。裁判所は両当事者間に仲裁合意が存在したかどうかについて判断しなければならなかった<sup>28</sup>。

首席判事 Briant は、本取引の準拠法は CISG であるとした。その根拠として、CISG 第1条1項 a からイタリア、アメリカともに批准国であること、原告はイタリアに工場を保有し、被告の本店は N Y にあることをあげている。最終的に裁判所は仲裁合意が存在したと判断した。その根拠として、アメリカ第二次契約法リステイメント第69条を引用し、原告の適時な仲裁条項に関する異議申し立てがなされていなかったこと (failure) を重視した<sup>29</sup>。また CISG 第18条1項の規定から、両者間の過去の取引過程から類推して (extensive course of prior dealings between the parties)、原告は被告に対して適時に通知すべきであった、と判断した。

この事例における争点は、書式の争い (Battle of the Forms)<sup>30</sup>に関するものであった。これについては、アメリカ統一商法典 (UCC) と CISG の規定は異なっているため、解釈にあたり混乱する可能性が高い。つまり前者は、申込みに変更が加えられている場合でも承諾が有効となる場合がある<sup>31</sup>、との規定に対し、後者では申込みに変更を加えたものは、反対申込み (counteroffer) となり承諾にはならない<sup>32</sup>、と規定されている。つまりどちらの法律によって解釈するかによって、正反対の結果となる可能性があることになる。この事例では判事は当初、準拠法は CISG であることを述べているが、それでは説得力ある根拠としては不十分であると考えたため、国内の判例・学説としては膨大な蓄積がある UCC や Restatement を引用することで根拠づけして最終的な判断を下している。つまり、判断根拠の一部を国内法に拠っていることになる<sup>33</sup>。もしこの事例において、UNIDROIT 原則を参照していたらばどうなっていたであろうか。その第2.6(1)では、被申込者の同意の表示を示すことが必要とされ、さらに第2.6(3)では、両者間の慣習が確立されている場合には、被申込者の何もしないという行為 (不作為) が同意を構成することもありうる、と記されている<sup>34</sup>。つまり UNIDROIT 原則では、原則的に単なる沈黙 (silence) は不十分であるが、両者間で過去の取引慣習から承諾とみなされることもある、と解釈できる。最終的に裁判所は CISG では沈黙によっても過去の取引過程から沈黙も承諾を構成する、と解釈した<sup>35</sup>。

以上、CISG に関するこの判例の特徴は、CISG および国内法等<sup>36</sup>を参考にし、起草過程や学者による論評、CISG の一般原則、国際私法の一般原則についてはほとんど参照されなかったことがあげられる。

## (2) MCC-Marble v. Ceramica Nuova D'Agostino<sup>37</sup>

事件の概要は次の通りである。MCC (以下原告) はフロリダ州でタイルの小売店を営んでおり、Ceramica (以下被告) はイタリアの陶器タイル製造業者であった。原告は1991年2月に契約した必要量購入契約 (requirement contract)<sup>38</sup>に関して被告を契約違反で訴えた。被告は印刷条項 (契約書の裏面約款) に基づき、原告がそれ以前の契約分の支払を怠ったことを理由に、原告からの注文に応える必要はないと主張した<sup>39</sup>。これに対し、原告は契約の裏面約款に拘束される意図はなかった、と主張

した<sup>40</sup>。

裁判所は CISG を準拠法と判断し、大きく二つの問題があることを指摘した<sup>41</sup>

第一に、契約成立に関して当事者の主観的な意図がどの程度存在していたのか、第二に、主観的意図を確定するための口頭証拠の原則 (Parol Evidence Rule)<sup>42</sup>の存在についてであった。

裁判所は、UCC は当事者の意思の客観的な表示 (objective manifestation) を重視 (preference) しているのに対し、CISG では第 8 条(1)で当事者の主観的な意思 (subjective manifestation) に重点をおいていることを指摘し、さらに CISG には口頭証拠の原則について何ら規定がないことを指摘し、最終的に裁判所は、原告は契約書の裏面約款に拘束されない意思を客観的に証明していないと判断し、被告勝訴とした。

この判決はアメリカにおける CISG を準拠法とする判例に関し、次の四つの点で進歩したとされる<sup>43</sup>。

第一に、アメリカ国内法等の参照に消極的であり、CISG 第 8 条 1 項および 3 項の文言内に解釈の基本をおいたこと。第二に、CISG 第 3 条は、口頭証拠の原則を否定していたという学者の主張を重視したこと。第三に、CISG の解釈にあたり統一性と一貫性 (uniformity and consistency) の重要性、かつ国内法の適用の不適切性を認識したこと。第四に、CISG に関する情報を網羅している Pace 大学のウェブサイトを参照し引用したこと。

上記二つの事例から、前者はアメリカにおいて CISG 解釈の最初の事例でもあり、国内法等に頼ることが多々あったが、後者では、CISG の趣旨および独自性を尊重し、適用の解釈においても、できるだけ第 7 条の規定どおりに解釈する傾向が顕著に見られた。こうした傾向から、今後後者のような解釈原則がより主流になりつつあり、それが本来の趣旨に沿うことであるように思われる。

### (3) アメリカの裁判所における CISG 解釈の原則

CISG の規定および上記事例から、アメリカにおける CISG の適用・解釈に関する事項として、次のことが理解できる<sup>44</sup>。

- (1) CISG 解釈の判例がまだアメリカ国内に少なく蓄積がないため、まだ理論的根拠が不十分である。
- (2) 残念ながら解釈にあたっては、上記(1)を理由として、国内の法律や判例等を参照する傾向がまだ強く残っている。
- (3) CISG の条文に適切なものがあれば、それに基づいて判断する努力が見られる。
- (4) 判決を下す際、解釈問題を回避する傾向がある。
- (5) 条文のコメントに基づいて判断する傾向が若干みられる。
- (6) CISG に関する外国判例の参照はまだごく僅かである。
- (7) CISG の解釈について間違った解釈をした裁判所に対しては、積極的に破棄してより良いものにしていく傾向がみられる。
- (8) CISG の詳細な検討段階までは至っていない。
- (9) 先例の解釈が適切になされていれば、そうした国内判例の先行 (precedent) により指標になる可能性があること。

## IV おわりに

CISG の適用・解釈原則は一般に次の通りである。第一に、照応する各条文の規定内容を、第二に一般原則、第三に国際私法により定められる一般原則、第四に、CISG 解釈に関する外国判決、第五に起草過程を参照し、さらに学者の論評等も参照の対象となりうる、とされる。これらの原則に共通するものとして、第 7 条 1 項にあるように、その取引の国際的性質 (international character)、一貫性 (uni-

formity) および信義誠実の遵守 (observance of good faith) がある。

国際商取引は時代の変遷とともに大きく変化する。特に従来の貿易取引でみると、信用状、船荷証券といった書類が、電子化、ペーパーレス化、即時性をもったシステムに組み込まれつつあり、また商品内容も大きく変化している。そうした国際商取引の特性から考えると、CISG のあるべき姿は、厳格なものであるべきではなく、柔軟であることが重要であると考えられる。ある研究者たちが提唱しているように<sup>45</sup>、国際取引法の統一を目指すには、条約のような「固い法“Hard Law”」の形式ではなく、様々な方法を対象と状況により柔軟に対応できるような「柔らかな法“Soft Law”」の形式で形成していくべきであろう。また、私は CISG の一般原則として第7条1項に見られるように、国際的性質にかんがみて、という箇所から、私は UNIDROIT 原則をもっと重視して積極的に活用すべきであると思う。

その根拠として、私は CISG と、UNIDROIT 原則の成立過程にみられる本質的な性格をあげる。つまり、CISG は国連の条約として発効されるための、各国の歩みによりにより完成された妥協の産物であった。そのため、言及していないことも多々あり、内容的には不十分と言わざるを得ない。発効しただけでも評価し、徐々に改正していくべきなのであると思う。しかし後者は、今までの商慣習を学者が条文化したもので、それゆえ妥協することなく、いままでの貿易を支えてきた国際商慣習の集大成という特性がある。過去の商慣習のうち、優れたもの、合理的なものが後世に引き継がれてきているわけであるから、優れたものとして評価すべきであり、それゆえ国際商取引の解釈にあたって積極的に活用すべきであろう。

国際商取引は複雑で変遷も激しいことから、その解釈にあたっては、原則 CISG に基づき取引が行なわれ、何か問題が発生した際には、その範囲内だけで解決できない問題については、先人の知恵の結晶である UNIDROIT 原則をより一層積極的に利用すべきであろう。

- 1 正式には「国連物品売買契約に関する国連条約」“United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods”という。略称として“CISG”の使用が慣習的であるので、本稿においても以下、この略称を用いる。CISG の日本語訳および体系的な解説書としては、澤田壽夫編集代表『国際取引法令集』119-130ページ(三省堂、1994年)、新堀聰『国際統一売買法』(同文館、1991年)、曾野和明・山手正史『国際売買法』(青林書院、1993年、解説・資料編の2分冊)等がある。
- 2 1980年3月から4月にかけて6カ国の代表が参加する外交官会議が開催され、草案に若干の修正かなされた後、採択された。CISG 加盟国それぞれの批准日、効力発効日、留保条項等に関しては、Cornell International Law Journal ed., *Review of the Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)* 216-217(1995)参照。現時点(2002年3月1日)で日本はまだ加入(access)しておらず、法務省民事局が中心となって準備・検討している。
- 3 CISG 第99条1項によると、この条約は10番目の締約国が国連に批准書等を寄託した日から12ヶ月経過した後、それに続く月の初めに発効することになっている。実際にはアメリカ、中国、イタリアがそれぞれ9、10、11番目の国として1986年12月11日に国連へ寄託し、同条規定により1988年1月1日に発効した。
- 4 アメリカ統一商法典(Uniform Commercial Code: UCC)も元来、州間取引において適用される法律が異なることと円滑な商取引活動の妨げになるため、商事取引を規整する法を簡単明瞭にし近代化するとともに、各法域間の法の統一を可能にすること等を目的として設立された(竹内昭夫他編集代表『新法律学辞典』9ページ(第三版、有斐閣、1989年))。
- 5 起草過程の詳細については、John O. Honnold, *Documentary History of the Uniform Law for International*

*Sales* (Kluwer Law and Taxation Publishers, 1989) 参照。

- 6 田中耕太郎『世界法の理論』第1～5章(第一巻, 田中耕太郎著作集1, 春秋社, 1954年)。商取引の起源は生産条件を異にする別々の地方間の取引であり、この事実からして国際的な性格を帯びていた、とし、民法と商法の差異を、前者が歴史、伝統、慣習、信仰、地方的事情等と密接に結合しているのに対し、後者は人間の活動を「経済人」の純然たる合理的考慮に従って規律しており、また前者は一般的に政治的宗教的色彩が強く、それゆえに非合理的な側面があるが、後者は経済的、世俗的であるため、それゆえ合理的であるという。また商事法においては、衡平の理念の役割を完全に自由に発揮することができ、何らかの因習によって煩わされることなく個人利益の保護と伸長のための手段あるいは技術であり、それゆえ技術的特性が強い、という(田中耕太郎『商法学(一般理論)』392-399ページ(新青出版、田中耕太郎著作集7復刻版、1998年))。以上から、自然科学の法則が普遍的に成立するように、法律の分野でも技術的特性が強い商事法が、生物学的な人間行動を想定している商取引において普遍的に成立する可能性が高い、ということを示すことができる。
- 7 Sunil R. Harjani, *The Convention on Contracts for the International Sale of Goods in United States Courts*, 23 *Houston J. of International L.* 49, 50-51 (Fall 2000).
- 8 統一のための原則(principles)として、CISGでは次の四つの指針(instrumental policies)があった。①当事者の意図を支持するものであること、②両当事者が取引から得られる利益を確保する内容であること、③取引を継続的なものにする事、④契約違反をした当事者を罰するのではなく、被害当事者に対して被った損害の補償を重視すること(Robert A. Hillman, *Applying the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods : The Elusive Goal of Uniformity*, Cornell Int'l L. J. ed., *supra* note 2, at 25-33(1995))。
- 9 統一法の文言解釈をめぐる、各国が異なる解釈をしないことが特に重要である、とされる(Secretarial Commentary on the 1978 Draft, International Character of the Convention 1,2 available at <http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/text/secomm/secomm-07.html>。
- 10 たとえ文言が統一されても、同一の結果(uniform results)となるとは限らないため、解釈まで含めた統一は困難である、という(Camilla Baasch Andersen, *Furthering the Uniform Application of the CISG : Sources of Law on the Internet*, 10 *Pace Int'l L. Rev.* 403, 404(1998))。
- 11 Nives Povrzenic, *Interpretation and Gap-Filling under the United Nations Convention for the International Sale of Goods*, available at <http://www.cisg.law.pace.edu/cisg/text/gap-fill.htm>. また1988年から1995年の判例等については、Cornell Int'l L.J. ed., *supra* note 2, at 225-286 参照。
- 12 Ron Andreason, *MCC-Marble Ceramic, the Parol Evidence Rule and other Law under the Convention on Contracts for the International Sale of Goods*, 1999 *BYU L. Rev.* 351, 352(1999).
- 13 UNCITRAL(正式名称は“United Nations Commission for International Trade Law”日本語では、国際連合国際商取引法委員会という)(鴻常夫・北沢正啓編修『英米商事法辞典』810ページ(社団法人商事法務研究会、1986年))。これはアフリカから9カ国、アジアから7カ国、東ヨーロッパから5カ国、ラテンアメリカから6カ国、西ヨーロッパから9カ国等、幅広いメンバーから構成されていた(John O. Honnold, *The United Nations Commission on International Trade Law : Mission and Methods*, 27 *Am.J.Com.L.* 201, 207 n.21(1979))。
- 14 CISG art.3..
- 15 CISG art.6.
- 16 以下の内容は、筆者が条文内容を要約したものである。またこの条項は、CISGの成否を握る重要な条文である、とされる(Phanesh Koneru, *The International Interpretation of the UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods : An Approach Based on General Principle*, 6 *Minn.J.Global Trade* 105, 106

- (1997))。
- 17 Secretariat Commentary on 1978 Draft, *supra* note 9, at 1.
  - 18 John O. Honnold, *Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention* 60(2d ed.1991). Honnold教授は、アメリカ代表のメンバーである。また CISG の適用・解釈にあたっては外国判例を積極的に参照すべきであり、それにより国際的な解釈の統一が促進される、という (Franco Ferrari, *CISG Case Law : A New Challenge for Interpreters ?*, 17 J.L.& Com.245,260-261(1998))。
  - 19 Harry M. Flechtner, *The Several Texts of the CISG in a Decentralized System : Observations on Translations, Reservations and other Challenges to the Uniformity Principle in Article 7(1)*, 17 J.L.& Com.187,187-88(1998)).
  - 20 6つの言語とは次のものを指す。Arabic, Chinese, English, French, Russian, Spanish.
  - 21 Flechtner, *supra* note 19, at 197
  - 22 *Id.* at 205.
  - 23 UNIDROITとは“the International Institute for the Unification of Private Law”の略称。歴史的背景については David A.Levy, *Contract Formation under the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts, UCC, Restatement, and CISG*, 30 U.C.C.L.J.249,253-256 (Winter 1998)参照。これに関しては、『ジュリスト』65-92ページ(第1131号、1998年4月1日号)にて「ユニドロワ原則：国際契約法への新たな展望」と題する特集記事が組まれている。
  - 24 Alejandro M.Garro, *The Gap-Filling Role of the UNIDROIT Principles in International Sales Law : Some Comments on the Interplay between the Principles and CISG*, 69 Tul.L.Rev.1149,1152-1153(April 1995).
  - 25 789 F.Supp.1229(S.D.N.Y.1992).
  - 26 *Id.* at 1232-33.原告と被告は同年9月2日から5日にモスクワで会合を開き、9月14日の週末にかけてパリで再び協議しており、そうしたことを指している。
  - 27 *Ibid.*
  - 28 *Id.* at 1235.契約書中に仲裁条項が含まれていたかどうかではなく、両者間で合意がなされていたかどうかの判断であった。
  - 29 *Id.* at 1239-40. Restatement(Second)of Contracts § 69では、適時に契約条項の異議申立てを相手方に通知しなければ、それに基づき相手が履行を開始することを知りうる場合には、契約条項に合意したものとみなされることがありうる (may deemed to have agreed to the terms) と規定されている。
  - 30 これについては、特にアメリカでは膨大な文献がある。拙稿「貿易取引における“Battle of the Forms”に関する一考察」『JAFT』(日本貿易学会年報) 197-201ページ(第37号、日本貿易学会、2000年3月)、拙稿「“Battle of the Forms”に関する UCC 規定の改正動向」『研究年報』67-70ページ(第59号、日本商業英語学会、2000年9月)参照。
  - 31 UCC § 2-207.
  - 32 CISG § 19(2).
  - 33 この事例における「書式の争い」に関する詳細な検討については、Gary Kenji Nakata, *Filanto S.p.A. v. Chilewich Int'l Corp. : Sounds of Silence Bellow Forth under the CISG's International Battle of the Forms*, 7 Transnational Law. 141(1994)参照。
  - 34 The UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts, reprinted in Burton & Eisenberg, *Contract Law : Selected Source Materials* 336(1999).
  - 35 裁判所は「売買契約書に含まれる仲裁条項について適時に反対しない場合、その仲裁条項は有効である」とする判例“Graniteville v. Star Knits of California, Inc., 680 F. Supp.587,590(S.D.N.Y.1988)”および「仲裁条項に関し適時に異議申し立てしない当事者は当該契約書に拘束される」とする判例“Impdex Int'l Corp. v. Lorprint, Inc., 625 F. Supp. 1572,1572(S.D.N.Y.1986)”を引用して論拠づけている。

- 36 国内法等と「等」としたのは、UCCは州議会を通過して成立した制定法であるが、Restatement (Second) of ContractsやUNIDROIT原則は学者が作成した、いわば過去の慣習法を体系化した指針のようなものであり、厳密な意味では法律でないことによる。ただしアメリカにおいては判決を下す根拠としてRestatementを引用することは多く、実際上の権威はかなり高い。
- 37 MCC-Marble Ceramic Ctr.,Inc. v. Ceramica Nuova D'Agostino, 144 F. 3d. 1384 (11<sup>th</sup> Cir.1998). また Jee J.Kim, *MCC-Marble Ceramic Center,Inc. v. Ceramica Nuova D'Agostino S.p.A.*, 12 N.Y.Int'l L.Rev.105(1998)参照。
- 38 これは、買主がその事業のために必要とする物品を、必要な時期に必要な量だけ売主が供給するという趣旨の契約（田中英夫編集代表『英米法辞典』723ページ（東京大学出版会、1991年））。ただしこれは一方当事者が不当に拘束されることから、契約の有効性について論争があったが、現在ではUCC § 2-306(1)において、必要な量の請求について買主に誠実義務を課すことによりこの契約の有効性は認められている（*Black's Law Dictionary* 1304(6<sup>th</sup> ed.1990)）。
- 39 144 F.3d 1384,1385.
- 40 *Id.* at 1386.
- 41 *Id.* at 1387-89.
- 42 契約書（contract）、捺印証書（deed）、遺言書（will）等について、書面化された合意内容ないし意思内容と異なることを、他の口頭証拠または文書証拠を用いて証明することを許さないという準則のことで、Parolという言葉が用いられているが、他の文書証拠も認められない、と解釈されている（田中英夫編集代表、前掲注38、623ページ）。
- 43 Harjani, *supra* note 7, at 78-79.
- 44 *Id.* at 88-90.
- 45 斎藤彰「国連国際動産売買統一法条約の意義と限界～私法統一の一特殊形態である任意法的統一の視角から [上]」『国際商事法務』919ページ（第20巻8号、1992年）。

## The Principles of Application and Construction of the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods

Yoshitaka NAKAMURA

The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG) has been playing an important legal role in international business transactions since 1980. This paper analyzes how CISG was applied to and construed regarding real business conflicts in the United States, and it is concluded that CISG is not omnipotent. So I recommend that UNIDROIT Principles should be much more widely used as a construction tool of CISG on international business conflicts. Both CISG and UNIDROIT Principles are becoming much more important as a legal framework and instrument.